

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 107

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.107

全北海道教職員組合

2020.1.14

1年単位の変形労働時間制について、道人事委員会と交渉①

北海道人事委員会に対し、労働者保護の役割をしっかりと果たすよう求める

●変形労働制について、北海道人事委員会と交渉

道教組は、道高教組とともに、1月13日(水)に、1年単位の変形労働時間制について、北海道人事委員会と交渉しました。

●変形労働制条例を「適当と判断」したこと の経過の瑕疵を指摘

12月に成立した変形労働制導入のための条例について、北海道人事委員会は「適当と判断」し、道議会への条例提案につながりました。

その道議会審議では、過去の道議会で出された懸念や質問について人事委員会に情報提供されず、道教委からの情報のみをもとに「適当と判断」したことが明らかになりました。

これは、「任命権者から独立した中立的・専門的な人事行政機関」(地方公務員法第7条第1項)としての役割を果たしていないと言わざるを得ません。



●労働者の労働条件を保護する役割をしっかりと果たすべきであると、厳しく指摘

1年単位の変形労働時間制は、1日8時間労働の大原則を壊すものであり、現場の教員からも、法律の専門家からも、様々な懸念や問題点が指摘されています。

人事委員会には、労働基準監督機関として労働者の労働条件を保護するための重要な役割があります。道教委が性急な手続きにより制度導入を強行しようとしている今こそ、労働者保護の観点で、労働基準監督機関としての人事委員会の役割をしっかりと果たすべきであることを、交渉の場で厳しく指摘しました。

●1月15日から、変形労働制の規則等について、道教委と交渉開始

ニュース№106でお伝えしたとおり、道教委は、人事委員会規則と、道立学校への4月からの導入について、組合に提示しました。感染症が広がる非常時に、様々な対応に当たる教員に対して4月導入を急ぐことは、断じて認められません。道教委との交渉は、1月15日から28日まで3回を予定しており、十分な回答が得られなければ、その後も交渉継続を求めていきます。